

昭和56年度 公衆街路灯に關する各都市の補助の状況

都市名	人口	街灯数	補助金額	電気料補助額	新設費補助額	修理費補助額	規制の有無 街灯の又上敷	の照度基準 は民間在籍	街灯管理の方 国道私道別	照度基準 の照度基準	予算上の 所会からの報告	平均補助額 一灯当りの
青森市	二八五五	八七九	五、四七九、九〇〇円	自然四の全額 但し最低五、五〇〇円	なし	なし	なし	なし	道庁管理負担	十一月分の報告	二六八五円	
盛岡市	二五、四五四	一、四四八	四、三〇〇、〇〇〇円	基準以下は全額交付	四、二〇〇、〇〇〇円	六、〇〇〇、〇〇〇円	なし	なし	二万五千円限度以下補助 道庁管理負担	報告亦あり	四、一一一円	
秋田市	二八、六三三	一、三七六	二、四九五、〇〇〇円	自然六の60%交付	一、六二〇、〇〇〇円	なし	なし	なし	私道は民間管理 道庁管理負担	八月五日を 七月五日より	一、八九四円	
仙台市	六六、六三三	二、七八五	二、六五八、〇〇〇円	五半額の五分	二、七八四、〇〇〇円	設置費の六割	なし	なし	堂尾20号まで制限 所会を平均設置した	制度無し	二、〇七八円	
新潟市	四、五八六	八〇〇	一、八〇〇、〇〇〇円	一灯当り年額六〇〇円 種類に因り他はナシ	一灯当り七千四限度	なし	なし	なし	道庁管理負担	を参照 前年度実績	不明	
函館市	三〇、一五二	二、七三〇	九、八〇四、〇〇〇円	五半額五割	六、三九五、〇〇〇円	費用の八割	なし	なし	所会設置市道に 道庁管理負担	実績による 報告未あり	三、五九一円	
札幌市	三九、四〇〇	七、三九八	三、八五〇、〇〇〇円	五半額五割 支店街	六、六〇〇、〇〇〇円	1/3以内補助	なし	なし	所会日所会 道庁管理負担	私道取扱い	三、二八〇円	
三鷹市	一、八二六	二五〇	九七〇、〇〇〇円	八五七、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	なし	なし	なし	(私道は民間管理) 道庁管理負担	日平均 所会からの報告	三、七八〇円	
千葉市	七、四三三	二、七五三	七、二二〇、〇〇〇円	水銀灯の8%交付	一、七九五、〇〇〇円	形式により50%交付	なし	なし	五半より50%交付 道庁管理負担	制度無し	六、二一七円	
福島市	二六、三六五	七、五〇〇	四、九三六、五〇〇円	全額市負担市道のみ	二、九二九、〇〇〇円	八三〇、〇〇〇円	なし	なし	全額市負担市道 一、四〇〇、六五〇円	取扱いの無い	七、〇九一円	
山形市	三三、五九三	一、二三八	三、五三六、四〇〇円	60% 自然四の年額	一、七七八、〇〇〇円	なし	なし	なし	道庁管理負担	申請書出ても 有不足に	一、七七八円	

備考

- この資料は、青森市管理課にお願いして、県外各都市の補助の実態を照会していただいた結果をまとめたものである。
- 青森市の場合、一灯年額二五二四円であるが、補助率50%未満への補充額があるため、平均すると一灯年額三六八五円となる(同額)
- 予算額は、各都市とも、昭和五十六年度のものである。人口は、五十六年三月一日現在の登録人口である。
- 白熱灯補助の都市は、市道のみが原則として補助対象にのっているようであり、これに比し、灯数も少ないようである。新設には規制があるかと思われる。
- 送られてきた資料だけでは、不明の点もあるが、大体の状況は把握できると思う。商業灯、看板灯、街灯から、どこも除外している。
- 一灯当りの補助額は、新設費、修理費を含めた平均額にしたため、かなり差がある。

補助基準内訳 照度基準